

編集/発行 伊勢原市桜台 1-16-12 中南信用金庫 経営情報センター

ちゅうなん トクトーク!

得 トーク ライフ



トピックス

- **くらしのはてな?**
事業承継税制が改正されました
- **無料相談会のお知らせ**
- **NEWS**
～シェアサービスの利用が広がっています～
- **なんでもデータ!!**
- **ちゅうなんインフォメーション**
ちゅうなん創業アシストローン



ちゅうなんの 経営情報センター

お気軽にご相談ください!

中小企業診断士による経営相談をはじめ、顧問弁護士・税理士による定期相談会も開催しています。
ご相談は無料です。
お気軽にお電話ください。



無料相談会のお知らせ

顧問弁護士による 法律相談

5/10(木)、6/14(木)、7/12(木)

顧問税理士による 税務相談

5/9(水)、5/23(水)、6/13(水)、
6/27(水)、7/11(水)、7/25(水)

当金庫提携先 株式会社朝日信託による 遺言信託・相続相談

随時個別開催

時間

法律・税務 10:00~12:00

ご相談場所

中南信用金庫経営情報センター
(伊勢原支店2階)

*ご相談の際には事前にご予約が必要です。
*詳しくは経営情報センターまたは営業店まで。

経営情報センター
ご相談受付専用フリーダイヤル

☎ 0120-775-598

くらしのはてな?

《事業承継税制が改正されました》

平成30年度中小企業・小規模事業者関係税制改正により事業承継税制が改正され、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の事業承継に伴う贈与・相続にかかる税金に適用されることとなりました。今回はその改正点についてまとめます。

■改正によって何がかわるの?

今回の改正による変更点は以下の点です。



◆税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ○納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。 ○税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。 	改正後	<ul style="list-style-type: none"> ○対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロに。 ○親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。
------	--	-----	--

◆税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ○後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。 ○税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。 	改正後	<ul style="list-style-type: none"> ○売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。 ○5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要)。
------	--	-----	--

*以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

出典: 中小企業庁「平成30年度事業承継税制の改正の概要」

以上の改正により、事業承継に伴う贈与税・相続税の納税猶予の対象が広がり、また猶予される納税額も大きくなったことから、後継者の負担を軽減し、事業承継が促進されることが期待されています。

■この制度の利用にはどんな手続きが必要なの?

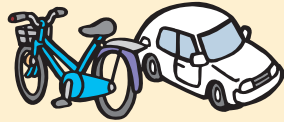
納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となります。

提出先	<ul style="list-style-type: none"> ○提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。 ○平成30年1月1日以降の贈与について適用することができます。
都道府県庁	<ul style="list-style-type: none"> 承継計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ■会社が作成し、認定支援機関が所見を記載。 ■平成35年3月31日まで提出可能。 贈与・相続の実行 認定申請 <ul style="list-style-type: none"> 贈与の場合: 贈与の翌年1月15日までに申請。 相続の場合: 相続の開始後8ヶ月以内に申請。 ■承継計画を添付。
税務署	<ul style="list-style-type: none"> 税務署へ申告 <ul style="list-style-type: none"> 贈与の場合: <ul style="list-style-type: none"> ■認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。 ■相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記。 相続の場合: <ul style="list-style-type: none"> ■認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。
都道府県庁	<ul style="list-style-type: none"> 申告期限後5年間 <ul style="list-style-type: none"> ■都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)。 ■税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)。 5年経過後実績報告 <ul style="list-style-type: none"> ■雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。 6年目以降 <ul style="list-style-type: none"> ■税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)。

*中小企業庁「納税猶予を受けるための手続」より加工

詳細については中小企業庁ホームページ(<http://www.mof.go.jp/index.htm>)をご確認ください。

NEWS!



～シェアサービスの利用が広がっています～

近年、自動車や自転車、オフィスなど、シェアサービス事業者や仲介者を介してシェアできるサービスが注目されています。これらをシェアすることで購入にかかる支出や維持費が削減できることに加え、廃棄物の減少や環境への負荷軽減に繋がるメリットがあると評価され、シェアサービスの利用が広がっています。公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団によると、自動車のシェアサービスの会員数は、2010年1月の調査では15,894人だったものが、2016年3月の調査では846,240人に急増しています。

シェアサービス利用者が増加するなか、地域活性化のため、シェアサービス事業者と自治体との連携等も進んでいます。身近なところでは、観光振興や生活の利便性向上を目的に、大磯町が2018年3月より事業者と提携して自転車シェアリング事業をスタートしました。

みなさんも、これらのサービスを利用し、より便利な生活を送ってみたいはいかがでしょうか。

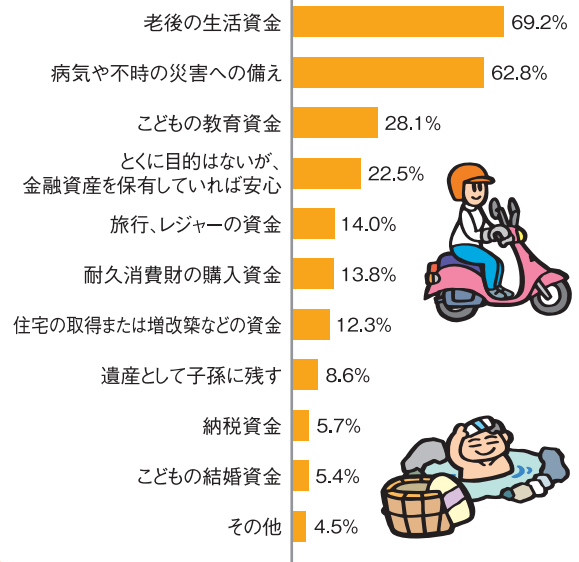
なんでもデータ!!

金融資産の保有目的

保有の目的として、「老後の生活資金」が最も多く、次いで「病気や不時の災害への備え」となり、この2項目が突出した貯蓄目的となっています。

みなさんはどのような目的で金融資産を保有していますか？

金融資産の保有目的 (3つまでの複数回答)



2017年 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
[二人以上世帯調査]より

ちゅうなん創業アシストローン

新規創業のお悩み、創業前から創業後まで、<ちゅうなん>が継続的にサポート!

ご利用いただける方

当金庫営業地区内で新規創業する個人事業主、法人、または創業してから5年未満の個人事業主、法人

お使いみち

運転資金、設備資金
(神奈川県制度融資の創業支援融資または当金庫のプロパー融資)
※ご融資限度額、ご融資利率、返済方法等についてはお問合せください。

サポート内容

お申込みいただいた際には創業前後に以下のサポートを行います。

- 事業計画書の策定、見直しのご相談
- 簡易財務診断

その他

- 借入れ金額に応じた自己資金の確認を求め場合がございます。
- お申込みに際しては事前審査がございます。
結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

詳しい内容は窓口または涉外担当者へお問い合わせください。

気さくなおつきあい

中南信用金庫

<http://www.chunan-shinkin.co.jp>

